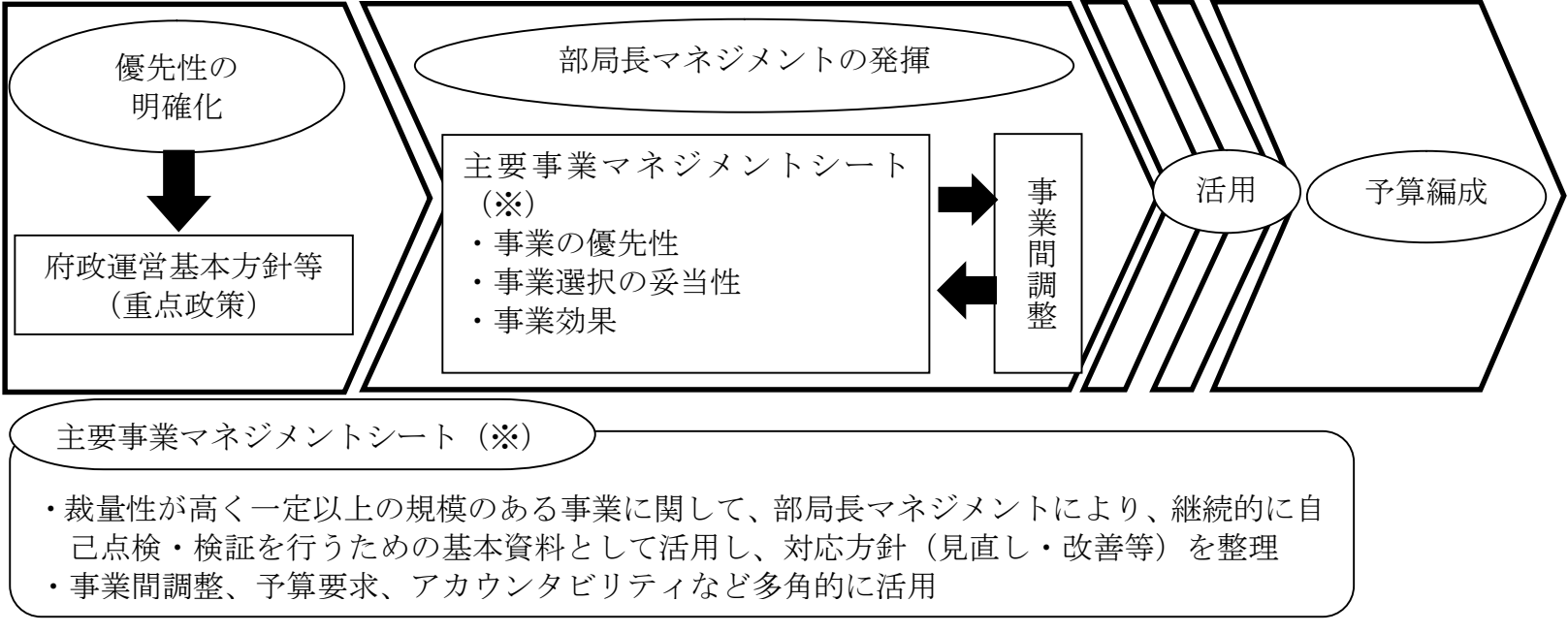


「主要事業マネジメントシート」の導入効果と今後の活用等について

対象受検機関：財務部 行政経営(改革)課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 「主要事業マネジメントシート（以下「マネジメントシート」という。）」の位置づけ（平成26年9月、同27年2月） 平成26年9月「行財政改革推進プラン（素案）」に基づき、「事業重点化プロセス」として、各部局長が、「マネジメントシート」を活用し、①事業の優先性、②事業選択、③事業効果（費用対効果）の3つの観点から、継続的に点検（PDC A）を進める仕組みを導入した。 マネジメントシートは、事業の概要を予算額、事業手法、目標・指標及びフルコスト分析など共通の項目により整理するための様式、手法である。</p> <p>&lt;「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月公表）より抜粋&gt;</p> <p>(1) 事業重点化（組み換え）の推進 ①成果重視による事業選択</p> <p>■ 『事業重点化プロセス』の導入</p> <p>限られた財源や人材で最大の効果を発揮していくためには、事業の優先性を明確にしなが、効果に着目した「選択と集中」を進めていくことが重要です。 このため、部局及び部局間の連携による主体的マネジメントにより、事業の優先性や事業選択の妥当性ととも、目標の達成状況など、特に事業効果を重視した点検・検証を進めるサイクルを導入します。 これにより、事業の見直し・改善を継続的に進めていくとともに、予算編成にも活用することで、全体として優先性が高く、より効果の大きい事業へと組み換えていきます。</p>  <p>主要事業マネジメントシート（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁量性が高く一定以上の規模のある事業に関して、部局長マネジメントにより、継続的に自己点検・検証を行うための基本資料として活用し、対応方針（見直し・改善等）を整理</li> <li>・事業間調整、予算要求、アカウントビリティなど多角的に活用</li> </ul>	<p>1 マネジメントシートの活用目的である、「事業重点化プロセス」の導入効果が十分に検証・評価されないまま、予算要求の必須資料とせず、行政経営課での取りまとめ及びホームページでの公表を行わないなど取扱いが変更されている。また、その取扱いの変更及び今後の「事業重点化」の取組みの実施方法について、府民に対する説明が行われていない。</p> <p>2 平成29年度よりマネジメントシートの取扱いを変更しているが、マニュアル等は改訂されていない。</p>	<p>1 マネジメントシートの活用目的である「事業重点化プロセス」導入効果の検証・評価及び活用状況の調査を行い、その結果について公表されたい。また、より効果的な「事業重点化プロセス」を検討し、府の行財政改革を推進するとともに、府民に対して分かり易く説明されたい。</p> <p>2 マネジメントシートの取扱いの変更に応じて、マニュアルも改訂されたい。</p>

2 「マネジメントシートの取組状況」についての公表（平成29年2月）

マネジメントシートの取組状況については、「行財政改革推進プラン（案）の取組状況《平成28年度》」により公表されている。

<「行財政改革推進プラン（案）の取組状況《平成28年度》」より抜粋>

主要事業マネジメントシートの導入・活用の具体的な改革の取組み

(1) 事業重点化（組み換え）の推進 ①成果重視による事業選択

取組み状況		今後の予定（工程）
平成27年度	平成28年度	平成29年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要事業マネジメントシートの導入【済】</li> <li>⇒・平成27年度当初予算編成より導入済み</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用効果の検討と事業の重点化に向けた改善（様式の見直し等）</li> <li>⇒・マネジメントシート及びマニュアルの改訂（8月）</li> <li>・平成28年度の当初予算要求及び知事重点事業に活用（11～1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局において、優先性や効果の高い事業への組み換え（重点化）を行う仕組みの検討・実施</li> <li>⇒・マネジメントシートについては各部局長のマネジメントのツールとして活用</li> </ul>	

3 マネジメントシートについての主な取組・活用状況等

(1) 平成26年度

- ・平成26年9月、「行財政改革推進プラン（素案）」に、マネジメントシートを「事業重点化プロセス」導入のツールとして位置づけた。
- ・同年10月、各部局へマネジメントシートの作成、提出を依頼。
- ・提出されたマネジメントシートをホームページへ公表（平成27年度当初予算事業分135件）
- ・マネジメントシートの項目である「フルコスト分析」について、会計局に分析依頼があったのは10件であった。
- ・行政改革課（平成29年度は、行政経営課。以下同じ。）から財政課へマネジメントシートは提出されたが、提出が予算査定時期に間に合わなかったため、財政課への予算要求の添付資料として活用はされなかった。

(2) 平成27年度

- ・平成27年10月、「主要事業マネジメントシート活用の手引き（マニュアル）」を作成。
- ・同月、各部局へマネジメントシートの作成、提出を依頼。
- ・提出されたマネジメントシートをホームページへ公表（平成28年度当初予算事業分156件、うち知事重点事業分75件）
- ・マネジメントシートの項目である「フルコスト分析」について、会計局に分析依頼があったのは23件であった。

- 行政改革課から財政課へマネジメントシートは提出されたが、提出が予算査定時期に間に合わなかったため、財政への予算要求の添付資料として活用はされなかった。
- 平成28年3月、マネジメントシートの取組みに係る4課（行政改革課、財政課、企画室、会計局）（以下「関係課」という。）において、マネジメントシートの効果検証及び今後の対応について打ち合わせを実施した。「マネジメントシートやマニュアル改訂により予算要求時の指標設定が大きく進み、導入効果はあったが、予算要求資料とマネジメントシートの双方で指標設定や事業の効果検証を行うこととなっており、部局の業務負担が増大していたことを踏まえ、マネジメントシートの作成・提出を義務付けることは改める」ことで合意した。

【マネジメントシートにおける指標設定件数】

	作成件数	活動（アウトプット）指標※1	成果（アウトカム）指標※2	指標ではない	空白
平成26年度	135件	58件	9件	64件	4件
		43%	6.7%	47.4%	3.0%
平成27年度	156件	141件	124件	0件	0件
		90.4%	79.5%	0%	0%

※1：活動（アウトプット）指標とは、どれだけの行政活動を行うか（行政活動の実施量）を示す指標

※2：成果（アウトカム）指標とは、府民に対して「いつまでに何について、どのようなことを実現するのか」分かりやすく示す指標

(3) 平成28年度

- 平成28年9月、マネジメントシートを「29年度予算要求時の必須資料としては作成・提出をお願いしないこととなった」旨を、各部局へメールで連絡した。
- 行政改革課では、各部局のマネジメントシートの作成状況等は調査等による実態の把握はせず、ホームページへの公表も行わなかった。
- 同年、マネジメントシートの項目である「フルコスト分析」について、会計局に分析依頼はなかった。
- 平成29年2月、「行財政改革推進プラン（案）の取組み状況」が公表された。

4 マネジメントシートの取組及び活用に関する考察

- 平成29年2月公表の「取組み状況」において、平成27年度は、「平成28年度の当初予算要求及び知事重点事業に活用（11～1月）」と記載しているが、マネジメントシートは、行政改革課から財政課への提出が遅くなったため、予算要求の添付資料としては活用されていなかった。
- 平成29年2月公表の「取組み状況」において、平成28年度は、「マネジメントシートについては各部局長のマネジメントのツールとして活用」と記載しているが、行政経営課では、活用状況を調査等による実態の把握はしていない。なお、マネジメントシートの項目の一つであるフルコスト分析の会計局への依頼はなかった。
- マネジメントシートを活用した各所属における事業重点化など導入効果が十分に検証・評価されないまま、関係課において予算要求の必須資料とせず、行政改革課での取りまとめ及びホームページでの公表を行わないなど、取扱いの変更がなされた。また、これらの変更について、府民に対する説明がされていない。
- マネジメントシートの取扱いを変更しているが、マニュアルの大部分の項目の変更が不要であることを理由として、改訂はされなかった。

<p>5 行政改革課としての見解</p> <p>(1) 行政改革課の役割について  マネジメントシートは、各部局長がマネジメントシートを作成する過程において、事業重点化や部局間調整などのマネジメントを行うための支援ツールであり、行政改革課の役割は、マニュアル作成などを通じ、事業重点化の意識啓発や取組を促すことである。</p> <p>(2) 予算編成における活用について  マネジメントシートは、予算要求の添付資料としては活用されていないが、要求準備段階で各部局長において事業を重点化するためのツールとして活用されていたと認識している。  また、平成28年3月の関係課の協議により、マネジメントシートで把握を求めている指標が多くの予算要求事業に盛り込まれていることとなった事実を確認した。</p> <p>(3) 平成28年度の見直し（「必須」から「任意」作成への変更、ホームページ公表の廃止）について  「マネジメントシート」の作成と「予算要求資料」の作成の2つのプロセスにおいて、同じ指標設定、事業の効果検証を行うこととなり、職員の作業負担が増大したことから、見直しを行った。部局間調整については、予算要求段階において、部局長のマネジメント等においても当然図られていると認識している。  ホームページでの公表は、マネジメントシートの作成・提出を義務としないとしたことから、任意で作成された部局のマネジメントシートを公表することは、各部局の混乱を招く懸念があることから実施しないこととした。</p> <p>(4) マニュアルの改訂  マニュアルは、大部分は変更がなかったため、作業負担に鑑みて改訂しなかった。</p>		
<p>措置の内容</p>		
<p>1 目標指標の設定状況を検証すると、主要事業マネジメントシートを作成・公表した、平成 27、28 年度の 2 年間の予算編成を通じて、指標設定している事業数は拡大しています。  その後の部局長マネジメントの浸透による事業の重点化の状況を確認するために、予算編成過程のデータを調査しました。その結果予算要求時に活動指標など指標設定は、平成 26 年度当初予算では、221 件だったものが、平成 29 年度では、1,072 件の事業で設定されており、事業重点化は定着しています。  更に、平成 30 年度当初予算要求からは、成果指標の実績に対する自己評価を行うこととしました。  なお、府民に対して分かり易く説明するため、以下の点についてホームページへ掲載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業重点化の取組みに関する説明</li> <li>・H27.28 予算要求における主要事業マネジメントシートの作成状況</li> <li>・予算要求時のマネジメントシートの作成、公表する取組みは見直したこと</li> <li>・マネジメントシートの導入前後の評価指標の設定状況比較</li> <li>・今後の事業重点化プロセスについて</li> </ul> <p>2 マネジメントシートのマニュアルについては、平成 29 年 9 月に改訂いたしました。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）

行政財産の引継ぎ等に係る取扱いについて

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																						
<p>1 公有財産（行政財産及び普通財産）について</p> <p>(1) 「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産、地上権などをいう。（地方自治法第238条第1項）</p> <p>(2) 公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類される。（同条第3項）</p> <p>(3) 「行政財産」は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」は、行政財産以外の一切の財産をいう。（同条第4項）</p> <p>行政財産と普通財産との異同（公有財産事務の手引（以下、「手引」という。）「表1-1」より抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="249 678 1923 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">地方自治法</th> <th colspan="2">公有財産規則</th> <th rowspan="2">適用、関連法規</th> </tr> <tr> <th>基本的性格</th> <th>管理、処分の原則</th> <th>許可等の原則</th> <th>事務の委任及び分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV）</td> <td>貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I）</td> <td>使用許可の範囲（§ 22）</td> <td>財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等</td> <td>道路法、河川法等の特別法が優先</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV）</td> <td>貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I）</td> <td>私権の設定等の範囲（明文規定なし）</td> <td>財務部長（財産活用課課長） § 3又は§ 5により指定された部局長等</td> <td>民法、借地借家法等の一般法の適用あり</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】 （公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 不動産 （略）</p> <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。 （行政財産の管理及び処分）</p> <p>第 238 条の 4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> </div>		地方自治法		公有財産規則		適用、関連法規	基本的性格	管理、処分の原則	許可等の原則	事務の委任及び分掌	行政財産	公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV）	貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I）	使用許可の範囲（§ 22）	財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等	道路法、河川法等の特別法が優先	普通財産	行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV）	貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I）	私権の設定等の範囲（明文規定なし）	財務部長（財産活用課課長） § 3又は§ 5により指定された部局長等	民法、借地借家法等の一般法の適用あり	<p>1 規則においては、「行政財産の用途を廃止したとき（略）は、直ちに、当該財産を財務部長に引き継ぐと規定されている。</p> <p>手引においては、「一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）へ引き継ぐこととする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の全11件については、売買契約締結日をもって「用途廃止し、引継ぎ」を行っており、規則及び手引の定めと異なる取扱いが行われている。</p> <p>2 平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の決裁全11件について、「売買契約締結日」よりも後日に起案し、効力を売買契約締結日に遡るとした手続を行っていた。</p> <p>さらに、うち5件については、規則第3条により事務委任がなされている警察本部長の管理に属する財産について、財務部長に所管換えされる前に、財務部長による入札等の手続を実施していた。</p>	<p>1 「行政財産の用途廃止・引継ぎ・処分」の取扱いについて、規則及び手引を踏まえた運用を行われたい。</p> <p>2 公有財産の引継ぎ（引受け）及び入札等処分の手続について、法令等に基づき、適正な事務の執行を行われたい。</p>
		地方自治法		公有財産規則			適用、関連法規																	
	基本的性格	管理、処分の原則	許可等の原則	事務の委任及び分掌																				
行政財産	公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV）	貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I）	使用許可の範囲（§ 22）	財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等	道路法、河川法等の特別法が優先																			
普通財産	行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV）	貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I）	私権の設定等の範囲（明文規定なし）	財務部長（財産活用課課長） § 3又は§ 5により指定された部局長等	民法、借地借家法等の一般法の適用あり																			

【地方自治法】

(普通財産の管理及び処分)

第 238 条の 5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 公有財産の用途廃止・引継ぎ・処分に関する規程について

(1) 大阪府公有財産規則（以下「規則」という）の定め

・「公有財産の引継ぎ」について、部局長は、その所管する行政財産の用途を廃止したときは、直ちに、財務部長に引き継ぐこととされている。（規則第 7 条）

【大阪府公有財産規則】

(公有財産の引継ぎ)

第 7 条 部局長等は、その所管する行政財産の用途を廃止したとき、又は普通財産の取得、管理若しくは処分に係る知事の指定が取り消されたときは、直ちに、当該財産を財務部長に引き継がなければならない。  
(以下略)

(協議)

第 8 条 部局長等は、次に掲げる場合は、財務部長に協議しなければならない。(以下略)

二 行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするとき

(2) 手引の定め

1 用途廃止について (第 3 章第 3 節)

・行政財産の用途廃止は、行政財産の使用目的がなくなった場合に行う。  
・行政財産を用途廃止するかどうかの判断は、第一義的には、財産を所管する部局長にある。  
(なお、公有財産の効率的利用の観点から、財務部長（財産活用課長）に協議が必要)

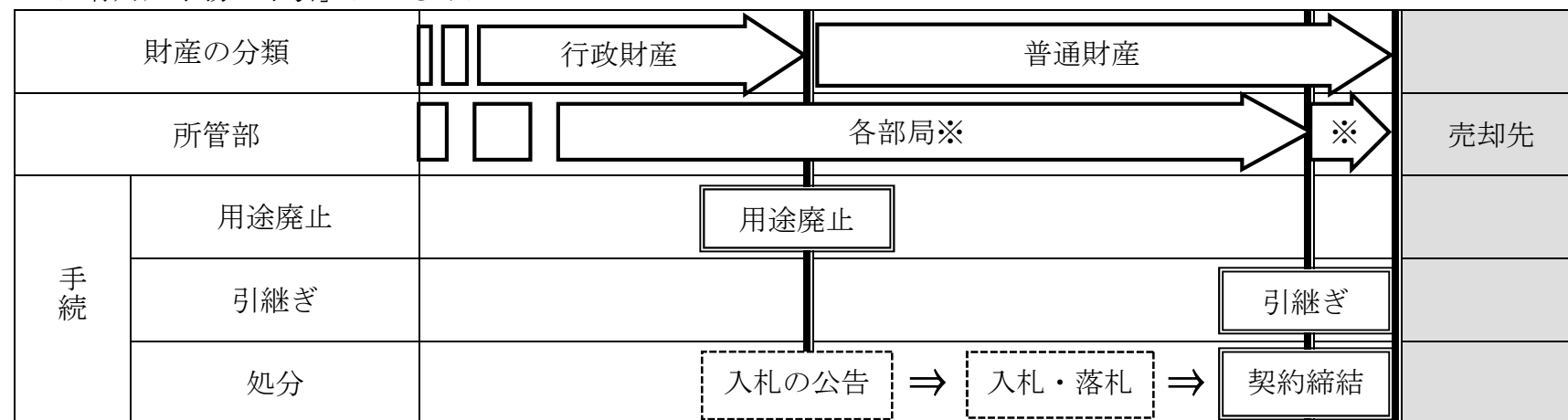
2 普通財産の処分について (第 5 章第 1 節)

・行政財産は、そのままでは処分できないことから、用途廃止により普通財産とした上で処分する。  
・所有を継続する必要のない普通財産については、できる限り速やかに処分することが適当である。  
・普通財産の処分事務は、原則として財務部長（財産活用課長）が行う。

3 普通財産の処分手続き (第 5 章第 5 節)

・一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）に引き継ぐ。

<「公有財産事務の手引」によるイメージ>



※用途廃止後、契約締結がされるまでは、引き続き、各部局長の所管とし、売買契約締結日と同日付けで財務部長（財産活用課）へ引継ぐ

【公有財産事務の手引】

第3章 公有財産の管理事務

第3節 用途廃止、用途変更

第1 意義

行政財産の用途廃止とは、行政財産の使用目的がなくなった場合に、その使用を絶対的に廃止して普通財産に分類替えすること（以下略）

第2 留意点

- 1 行政財産を用途廃止又は用途変更するかどうかの判断は、第一義的には、それぞれの個々の財産を所管する部局長にあるが、公有財産の効率的利用の観点から公有財産の総合調整を行う財務部長（財産活用課長）に協議が必要である。

第5章 公有財産の処分

第1節 処分の意義

（略）

行政財産は、そのままでは処分できない（§ 238 の4）ことから、用途廃止により普通財産としたうえで処分することになる。

普通財産は（中略）将来の行政執行上又は財政運営上、これを保有する必要がある場合を除いて処分することが望ましい。必ずしも保有することに格別の意義も実益もない普通財産を保有し、その維持保存をすることで、そのための費用が生じたり、又は管理の不適切さから第三者による不法占拠、不正使用等好ましくない事態を生じる恐れがあることから、このような所有を継続する必要のない普通財産については、できる限り速やかに処分し、その処分代金をもって、行政の執行に要する財源に充当したり、あるいは、交換により行政の執行に有用な財産の取得を図る等の措置を講じることが適当である。

（以下略）

【公有財産事務の手引】

第5章 公有財産の処分

第3節 処分の方法

第1 契約の締結

1 意義

(略)

処分の方法は、一般的には一般競争入札による処分及び随意契約による処分があるが、地方自治法は公正・公平、経済性等を最も期待できる一般競争入札による処分を原則としている。

第5節 処分の手続き

普通財産の処分事務は、財務部長が行う。但し、規則 § 3 による事務の委任若しくは規則 § 5 による事務の分掌の指定を受けた部局長等は、これを行うことができる。

第1 一般競争入札により財務部長が処分事務を行う場合

3 一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）へ引き継ぐこととする。

用途廃止後売買契約までの普通財産の管理は、従前の財産管理者が引き続き行う。



3 平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の運用について

(1) 公有財産の引継ぎ（引受け）の運用状況

形式上は、売買契約締結日をもって、「用途廃止」し、元所管部長から財務部長に「引継ぎ（引受け）」を行っている。実際には、売買契約締結後に起案を行い、日付を遡って、引受け等を行ったことにしている。

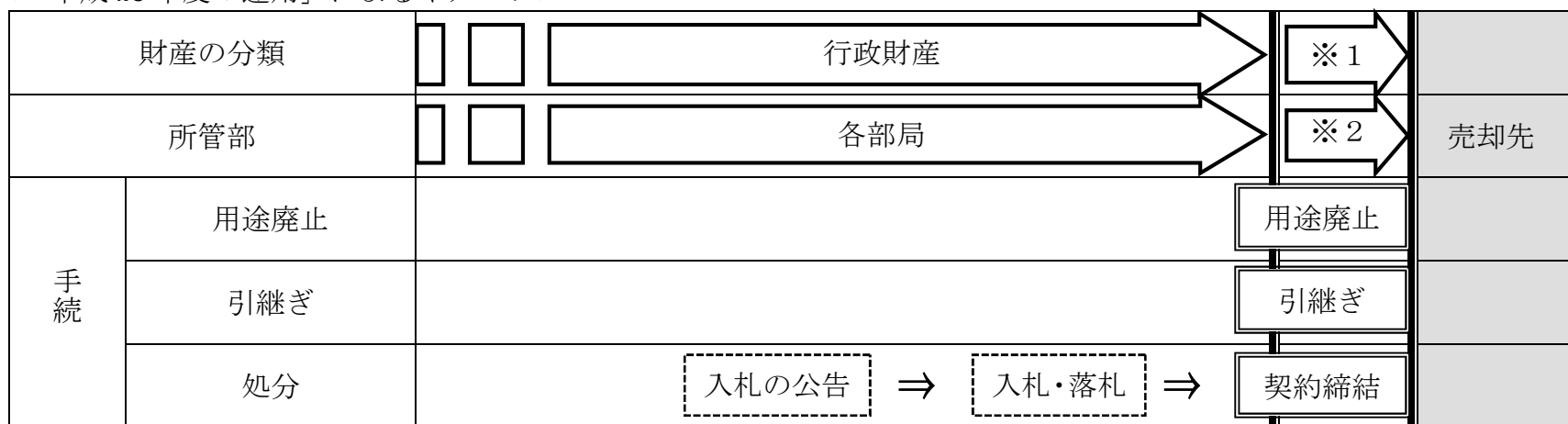
平成 28 年度 引継ぎ案件一覧

施設名	元所管課			財産活用課				
	所管課	用途廃止日	財産活用課への引継日	所管換引受起案日 (決裁日)	所属からの引受日	一般競争入札公表 (公告)日	入札日	売買契約締結日
元守口高等職業技術専門学校	商工労働部 人材育成課	H28. 10. 28	H28. 10. 28	H28. 11. 1 (H28. 11. 7)	H28. 10. 28	H28. 8. 19	H28. 9. 30	H28. 10. 28
府道茨木亀岡線 廃道敷	都市整備部 安威川ダム 建設事務所	H28. 4. 28	H28. 4. 28	H28. 5. 16 (H28. 5. 17)	H28. 4. 28	H28. 1. 14 (入札不調による随意 契約)	H28. 2. 18	H28. 4. 28
(都)和泉中央線 (廃道敷・区域 外用地)	都市整備部 鳳土木 事務所	H29. 1. 5	H29. 1. 5	H29. 1. 16 (H29. 1. 17)	H29. 1. 5	H28. 10. 21	H28. 11. 30	H29. 1. 5
元南部工区 事務所	都市整備部 寝屋川水系 工営所	H29. 1. 6	H29. 1. 6	H29. 1. 16 (H29. 1. 25)	H29. 1. 6	H28. 10. 21	H28. 11. 30	H29. 1. 6
元東部流域 下水道事務所	都市整備部 東部流域下 水道事務所	H29. 3. 22	H29. 3. 22	H29. 3. 27 (H29. 3. 28)	H29. 3. 22	H29. 1. 20	H29. 2. 28	H29. 3. 22
元視覚支援 学校	教育庁 府立大阪南 視覚支援 学校	H29. 1. 6	H29. 1. 6	H29. 2. 21 (H29. 2. 23)	H29. 1. 6	H28. 10. 21	H28. 11. 30	H29. 1. 6
大阪府警察 東長居 待機宿舎	府警本部 施設課	H28. 10. 28	H28. 10. 28	H28. 11. 15 (H28. 11. 17)	H28. 10. 28	H28. 8. 19	H28. 9. 30	H28. 10. 28
大東市赤井 公衆用道路	府警本部 施設課	H28. 11. 4	H28. 11. 4	H28. 12. 5 (H28. 12. 7)	H28. 11. 4	大東市へ無償譲渡 【譲渡契約日：H28. 11. 4】		

平成 28 年度 引継ぎ案件一覧

施設名	元所管課			財産活用課				
	所管課	用途廃止日	財産活用課への引継日	所管換引受起案日(決裁日)	所属からの引受日	一般競争入札公表(公告)日	入札日	売買契約締結日
元萩ノ茶屋交番	府警本部 施設課	H29. 3. 13	H29. 3. 13	H29. 3. 21 (H29. 3. 22)	H29. 3. 13	H29. 1. 20	H29. 2. 28	H29. 3. 13
元新森東交通 警察官詰所敷地	府警本部 施設課	H29. 3. 15	H29. 3. 15	H29. 3. 17 (H29. 3. 27)	H29. 3. 15	H29. 1. 20	H29. 2. 28	H29. 3. 15
元大阪府警 住道单身寮	府警本部 施設課	H29. 3. 27	H29. 3. 27	H29. 3. 31 (H29. 3. 31)	H29. 3. 27	H29. 1. 20	H29. 2. 28	H29. 3. 27

<「平成 28 年度の運用」によるイメージ>



※ 1 普通財産

※ 2 契約締結日に行政財産の「用途廃止」を行うとともに、元所管部長から財務部長に「引継ぎ（引受け）」を行っている。

(2) 運用状況についての考察

- 平成28年度における、運用については、規則又は手引どちらの定めにも当てはまらないものとなっている。
- 財産活用課における元所管課からの引受けについては、売買契約締結後に起案を行っており、日付を遡っての引受けとなっている。
- 規則第3条により、事務委任されている警察本部長が管理する公有財産の売却手続を、警察本部長から引継がれる前に財務部長が行っている。

<p>【大阪府公有財産規則】 (事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である<a href="#">法第172条第1項</a>の職員に、次に掲げる事務(次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。)をその所掌に係るものの範囲において委任する。</p> <p>一 行政財産の取得及び管理に関すること。 二 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>2 知事は、警察署長に、行政財産の管理に関する事務をその所掌に係るものの範囲内において委任する。</p> <p>(3) 財産活用課の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分に際して必要な条件整備（境界確定、土壌汚染調査など）が整うまでは、行政財産の用途廃止を行わず、所管部局長が引続き行政財産として管理する取扱いとしている。</li> <li>・財産活用課は、各所管課に対し、条件整備に関する相談などの支援を行っている。</li> <li>・「入札の手続」は、「契約の準備手続」と認識しており、「売買契約締結」の時点では、普通財産に用途変更しているため、「問題はない」と考えている。</li> <li>・行政財産が事実上、用途廃止されたからといって、その財産を財務部長（財産活用課長）に引き継がれても、過去の状況を把握していない財産活用課が管理をすることは困難である。</li> </ul>		
--	--	--

措置の内容

<p>1 「入札は売買契約に向けた準備行為にとどまり、売買契約時点で普通財産化すれば、入札行為自体が行政財産に禁止された私権の設定にはあたらない。」こと及び、「売買契約締結と同日付けで行政財産の用途を廃止し、普通財産として財務部長への引継ぎを行うことは、法的に問題はない。」ことを確認した上で、「部局長等は、売買契約締結日をもって行政財産を用途廃止し、公有財産引継書により財務部長（財産活用課）に引き継ぐとともに、公有財産台帳等管理システムに引継ぎを登録する。」等の「公有財産事務の手引」の改正を行った。</p> <p>2 決裁については遡り起案にならないよう、監査の指摘以降、売買契約締結日を施行日とする事前決裁に改めるとともに、徹底を図るため「公有財産事務の手引き」にその旨記載した。</p>
--

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）

借用財産の登録について

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 借用財産の管理に関する規定</p> <p>(1) 「大阪府公有財産台帳等処理要領（以下「要領」という。）」において、「所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行う」、「台帳とは、公有財産台帳管理システムに登録した電磁的記録をいう」と規定している。</p> <p>(2) 「公有財産事務の手引（以下「手引」という。）」において、「借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと」と規定している。</p> <p>また、「借用」の定義を「府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けること」と規定している。</p> <p>2 財産活用課の見解</p> <p>公有財産台帳等管理システム（以下「システム」という。）に登録する必要があるのは「土地・建物」のみであり、それ以外の借用財産の登録は、義務ではない。</p> <p>3 借用財産の登録状況</p> <p>平成28年度における大阪府全体の借用財産のシステムへの登録状況は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="293 1073 1142 1171"> <thead> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>工作物</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>747件</td> <td>113件</td> <td>2件</td> <td>862件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ システム上は「土地・建物・工作物・動産・無体財産権」が登録できる仕様となっている。</p> <p>4 各所属の状況</p> <p>(1) 平成29年度上半期の借用財産に関する検出事項</p> <p>借用財産の登録漏れが検出された所属は、7所属であった。</p> <p>(2) 過去2年間の借用財産に関する監査結果</p> <p>借用財産の登録漏れに関する監査結果として、平成28年度に8所属、平成27年度に3所属が公表されている。</p>	土地	建物	工作物	合計	747件	113件	2件	862件	<p>財産活用課は、システムに登録する必要がある借用財産は「土地、建物のみ」との見解を示している。</p> <p>しかしながら、「手引」において、「借用」とは「土地、建物などを（中略）借り受けることをいう。（中略）借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと」と記載されており、「借用」には土地、建物以外の財産も含まれる。そして、「要領」において「台帳」とは「システムに登録した電磁的記録をいう」と記載されていることから、土地、建物以外の借用財産も「台帳」であるシステムに登録する規定となっている。</p> <p>なお、システム上は、土地、建物以外の借用財産も登録できるようになっている。</p> <p>以上を踏まえると、システムに登録すべき借用財産の範囲が明確になっているとはいえない。</p> <p>また、平成29年度上半期には、7所属において借用財産の登録漏れが検出されているが、過去にも、平成28年度に8所属、平成27年度に3所属において借用財産の登録漏れに関する監査結果が公表されている。</p>	<p>システムに登録すべき借用財産の内容を明確に定め、その周知を図られたい。</p>
土地	建物	工作物	合計							
747件	113件	2件	862件							

<p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】  (定義)  第2条  (3)台帳  規則第15条の規定により財務部長及び部局長等が備える公有財産台帳をいい、次号に掲げる公有財産台帳管理システムに登録した電磁的記録をいう。</p> <p>(借用財産)  第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>		
<p>【公有財産事務の手引】  第1章 総則  第2節 公有財産事務の概要  第2 公有財産の管理体制  3 部局長等（財産管理者）の職務  (3) 公有財産台帳の管理に関すること。  ・財産に異動があったとき、使用許可又は貸付けを行ったとき、及び所管事業に関し財産の借用（借地及び借家）を行ったときは、公有財産台帳等管理システムを用いて登録を行うこと。</p> <p>第3節 借用  府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p>	<p>措置の内容</p>	
<p>システムに登録すべき借用財産の範囲を「土地・建物」と明確に定め、「公有財産事務の手引」の改正を行った。  また、「公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳等管理システムに係るFAQ」にシステムに登録すべき借用財産の内容（土地・建物）を記載した。今後、研修等の場においても周知をする。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）

使用許可及び貸付状況に関する「実地調査チェックリスト」の周知徹底について

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 「実地調査チェックリスト」による調査・確認について 使用許可及び貸付けに関する財産の使用の状況については、毎年1回、実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならないこととされている。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 (貸付料の減免手続等) 第31条の4 第30条、第31条、第32条及び第35条の規定は、法第238条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、行政財産を貸し付ける場合について準用する。(以下略) (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等(財産管理者)の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認(規則 § 31、 § 39) 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。 ※ 他4か所に、「実地調査チェックリストにより確認すること」という旨の記載がある(関連する項目ごとの記載)。</p>	<p>「実地調査チェックリスト」により、使用許可及び貸付けに関する財産の使用の状況を調査、確認すべき36所属のうち過半数(19所属)において実地調査チェックリストが作成されておらず、制度が適切に運用されていない。</p>	<p>制度所管課として、各所属の「実地調査チェックリスト」による調査、確認の実施状況を把握するとともに課題を分析し、制度運用の徹底について検討されたい。</p>

2 「実地調査チェックリスト」作成の経緯と財産活用課の取組  
 平成20年度の包括外部監査において「大阪府公有財産規則に基づく実地調査に関して、項目の統一化、品質の確保を図るために、実地調査チェックリストの様式を策定すべきである」という監査結果が報告された。財産活用はこれを受け、「実地調査チェックリスト」の様式を作成し、平成21年6月5日付で、年1回、使用許可等に係る財産の使用の状況を「実地調査チェックリスト」に基づき実地調査を行い、チェックリストを台帳とともに保存するよう通知を行った。  
 また、「実地調査チェックリスト」による確認については、「公有財産の手引」に掲載し、庁内ウェブで様式を示すなど、周知を図った。

3 各所属の対応状況  
 平成29年度上半期における重点項目（公有財産の登録及び管理の状況について）に関して監査を実施した結果、使用許可及び貸付状況についての各所属の実地調査チェックリストによる確認状況は、以下のとおりであった。

作成している	作成していない	合計
17 所属	19 所属	36 所属

※ 監査を行った85所属のうち、49所属は使用許可等の実績がなかった。

措置の内容

各所属の「実地調査チェックリスト」による調査、確認の実施状況を把握するため、財産所管部局にヒアリングを実施した。この中で、許可及び貸付けの件数が多い部局では、その全てについて実地調査を行うことは、困難であること等の課題が判明した。  
 そこで、実地調査に係る事務負担を軽減するため、調査対象であった「電柱等インフラ、自動販売機及び短期使用」は、目的外に使用される恐れはなく、継続的に使用状況を把握しておく必要性が乏しいため、調査の対象外とするとともに、実地調査の周知徹底を図るため、実施状況を財産活用課に報告を行うこととし、庁内に通知した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）

工事執行依頼方式について

対象受検機関：大阪府中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 府中央市場における指定管理者制度の概要                      大阪府中央卸売市場（以下「府中央市場」という。）では、施設の効果的、効率的な管理運営及び市場の活性化を進めることを目的として、地方自治法第244条の2第3項及び大阪府中央卸売市場業務規程第68条に基づき、平成24年度から、指定管理者制度を導入している。                      府中央市場における指定管理者制度においては、地方自治法第244条の2第8項に基づき、利用料金制を採用しており、施設利用料は指定管理者が収入し、施設管理費等を差引した利用料金の一部を納付金として、府に納入している。</p> <p>○ 府中央市場の指定管理者                      1期目（平成24年度～平成28年度）・2期目（平成29年度～平成33年度）ともに、府中央市場の場内業者（4卸売業者、2仲卸組合）の対等出資により設立された会社が選定されている。</p> <p>○ 指定管理者の業務：管理運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用に関する業務</li> <li>・ 施設の維持及び補修に関する業務</li> <li>・ 卸売予定数量等の調査及び統計に関する業務</li> <li>・ 広報、社会見学の受入れ、各種問合せ等に関する業務</li> <li>・ 活性化事業に関する業務</li> </ul> <p>○ 契約上の府への納付金の額（金額には、消費税及び地方消費税を含まない。）</p> <table border="1" data-bbox="350 1136 884 1293"> <thead> <tr> <th></th> <th>納付金Ⅰの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>648,000,000円</td> </tr> <tr> <td>平成25～28年度</td> <td>616,280,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29～33年度</td> <td>631,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記納付金Ⅰとは別に納付金Ⅱとして、指定申請時に提案した利用料金等収入が実際の収入を上回った場合に、別途支払う額が定められている。</p>		納付金Ⅰの額	平成24年度	648,000,000円	平成25～28年度	616,280,000円	平成29～33年度	631,000,000円	<p>1 平成26～28年度における工事執行依頼方式の根拠となる覚書では「特に緊急を要するもの」について依頼するとしているが、前年度予算編成時に依頼工事の内容について協議を行っており整合性がとれていない。                      また、「府が実施するよりも低価格での実施が期待できる」とする根拠が文書等で残されていないため、事業の実績を合理的に跡付け又は検証することが困難である。</p> <p>2 資本的支出と収益的支出（費用）の区分基準が策定されていない。                      そのため、公営企業会計上、資本的支出に分類されない工事を指定管理者に依頼するとしているが、判断基準が明確でない。</p> <p>3 管理運営業務契約書上、計画修繕については府のリスク負担となっており、依頼工事に瑕疵があった場合に、工事請負契約に関与しない府が、責任を問う根拠が明確でない。</p>	<p>1 今後、この方式で依頼する際は、2期目の募集要項に定めるとおり「指定管理者のノウハウの活用等により府が実施するよりも効率的かつ効果的な修繕工事が期待できるもの等」であるかを適切に判断し、その意思決定の過程も含めて文書化するとともに価格競争性の確保を条件に付す等、府民に対し説明責任が果たせるよう、透明性を確保されたい。</p> <p>2 資本的支出と収益的支出の区分基準を策定するなど、両区分を明確にされたい。                      指定管理者に工事を依頼する際には、資本的支出に該当するものが含まれないよう留意するとともに、過去に実施した工事について、再度確認し、資産計上すべきものがあれば、適切に処理されたい。</p> <p>3 工事に瑕疵があった場合の賠償責任を書面で明確にする等、リスクを減らすための適切な検討が行われたい。</p>
	納付金Ⅰの額									
平成24年度	648,000,000円									
平成25～28年度	616,280,000円									
平成29～33年度	631,000,000円									
<p>【地方自治法】                      （公の施設の設置、管理及び廃止）                      第244条の2                      3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。                      8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>	<p>【大阪府中央卸売市場業務規程】                      （指定管理者による管理）                      第68条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、中央市場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。                      二十 中央市場の維持及び補修に関する業務</p>									



2 工事執行依頼方式の概要

府中央市場では、府が実施すべき計画修繕の一部を、市場の施設・設備を日常的に管理している指定管理者に依頼し、要した費用を納付金で精算する工事執行依頼方式を、平成26年度の途中から導入している。

なお、平成26～28年度までの1期目の期間中は、指定管理者と協議を行い覚書により、平成29年度からの2期目においては管理運営業務の一部として公募条件に明示し、協議の上で指定管理者が実施することとなっている。

○ 工事執行依頼方式で実施するかの判断基準

指定管理者のノウハウの活用等により府が実施するよりも効率的かつ効果的に実施できるもの。

実務上は、上記判断基準に加え、(1) 公営企業会計上、資本的支出に分類されないもの、(2) 単年度で施工が完了するもの、(3) 過去に指定管理者での施工実績があり、指定管理者の修繕費提案額の枠だけでは対応できないもの、を対象としている。

○ 工事執行依頼方式で実施する際の流れ

	開設者（府）	指定管理者
前年度	8月頃	府中央市場の予算要求前に、翌年度の修繕箇所について、協議を実施
	10月末	予算編成時、財政課協議
	1月末	財政課長内示の状況を指定管理者に報告 (翌年度の依頼工事に係る金額を提示)
	2月	指定管理者が次年度予算に、「府・立替事業費」 として、工事金額を計上、取締役会の承認 (次年度事業計画書(予算含)を府に提出)
当年度	4月	「工事依頼書」を指定管理者に提出 工事依頼書に対する「回答書」を府に提出
		依頼に基づき工事を発注・実施 工事完了後、「報告書」を府市場に提出
翌年度	5月中旬	指定管理者が実施した工事の費用を、 納付金から減額することで精算

【施設・設備の補修工事についての覚書】 ※ 平成28年度まで  
(趣旨)

第1条 甲は、その施設・設備について甲の機能を維持又は強化するために計画的に施工する必要がある補修工事(以下「当該工事」という。)のうち、特に緊急を要するもので、かつ、指定管理者のノウハウの活用等により甲が実施するよりも低価格での実施が期待できるもの等について、乙と協議の上、乙に実施を依頼することができる。

(費用とリスクの負担)

第5条 当該工事の費用は、甲の予算額の範囲内で出来高に応じて甲の負担とし、契約書第13条の納付金で精算する。

【大阪府中央卸売市場指定管理者募集要項】 ※ 平成29年度から

(2) 指定管理者が行う管理運営業務

② 市場施設の維持及び補修に関する業務

(オ) 施設・設備の修繕(計画修繕の実施)

府が実施する計画修繕のうち、指定管理者のノウハウの活用等により府が実施するよりも効率的かつ効果的な修繕工事が期待できるものについては、協議を行い、府に代わり計画修繕を実施していただきます。なお、計画修繕を実施する事業費については、納付金から精算致します。

【大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書】

(修繕費)

(※ 甲：大阪府、乙：指定管理者)

第11条

2 乙は、甲乙協議の上、甲が策定した「大阪府中央卸売市場中長期保全計画」(中略)に基づく工事について、実施することができる。なお、乙が実施することにより生じた修繕費については、原則、納付金で精算することとする。

○ 工事執行依頼方式により指定管理者に依頼した工事  
 (金額には、消費税及び地方消費税を含まない。)

年度	指定管理者への依頼工事	金額	合計
26	水産棟東系統動力幹線その他改修工事	60,000,000	60,000,000
27	青果立体駐車場B棟塗膜防水修繕工事	32,610,000	215,370,000
	青果2階大屋根整備工事	33,500,000	
	青果卸棟A1コア3階便所外1ヶ所修繕工事	20,360,000	
	青果B棟低圧幹線設備改修工事	66,000,000	
	水産セリ場外1ヶ所舗装改修工事	62,900,000	
28	青果A棟低圧幹線設備改修工事	85,900,000	133,113,000
	水産立体駐車場B棟塗膜防水改修工事	39,000,000	
	高架下冷蔵庫棟デフロストタンク更新工事	6,300,000	
	発泡スチロール処理場電源設備修繕工事	1,913,000	

措置の内容

- 2期目の「大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書」(平成29年度～平成33年度)に基づく依頼工事について、透明性の確保を図るため、平成29年12月20日付けで指定管理者と「施設・設備の修繕工事についての覚書」(以下「覚書」という。)を締結した。第1条では対象となる工事の範囲を明確に規定、第2条で府は工事名・工事内容、予算額等を示して依頼する工事を指定管理者と協議し、その協議結果を取りまとめた会議録を作成することとしたほか、第3条には府と指定管理者のそれぞれが担うべき役割についても明確に定めたところである。
- 資本的支出と収益的支出の区分については、工事の内容に応じ適切に判断するため、平成29年12月20日付けで「大阪府中央卸売市場修繕費の支出に係る運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。  
 ガイドラインでは、「修繕費 固定資産本来の機能を維持するために必要となる経費」「建設改良費 固定資産の能率・能力・価値を高めるために必要となる経費」と定義づけた上で、この区分が明確でない場合にあっては「取替部分の数量等が概ね30%以下」又は「取替部分に要する費用が当該固定資産帳簿原価(取得価格)又は再調達価格の30%以下」であれば修繕費とするとしており、雨漏りの修理等の具体例も挙げている。過去に実施した工事についても、ガイドラインに照らし確認したところ、全て修繕費に該当するものと判断したものである。
- 指定管理者が依頼工事の契約を締結するに当たっては、従前から府が使用する建設工事請負契約書を準用しており瑕疵担保責任の請求について明確にしているが、改めて覚書第4条に明記した。  
 なお、従前から工事の確実な履行を担保するため、施工業者には履行保険契約加入を必須条件としている。  
 また、工事品質の確保に取り組むため、覚書の別表で、施工の各段階において府が指定管理者に適宜適切な指導・助言を行うとともに工事の完了検査も指定管理者と共同で実施するよう定める等、府のリスクの一層の軽減を図った。  
 さらに、覚書第6条に工事の施行に伴う第三者からの苦情等には府と指定管理者が協議の上で対応すると規定していることに加え、第8条では別途協議条項も設けている。これにより、万一、依頼工事に隠れた瑕疵があることが判明した場合についても、指定管理者とともに工事業者への瑕疵担保責任を求めるなど適切に対応していく。

監査(検査)実施年月日(委員:平成29年8月9日、事務局:平成29年6月29日及び同月30日)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 エネルギー政策課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。</p> <p>「ダイヤルイン電話」に係る経費支出</p> <p>(1) 契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</p> <p>(2) 経費支出伺の起案日：平成28年5月24日</p> <p>(3) 経費支出伺の決裁日：平成28年5月24日</p> <p>(4) 支出負担行為額：190,000円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）が必要な業務については、業務が開始される時期までに決裁を終えるよう、会計総務課から発行される「会計事務通信」等を利用して、改めて課内への周知徹底を図った。</p> <p>また、年度当初は経費支出伺の件数が特に多くなるため、あらかじめ年度当初に経費支出伺すべきものをリストアップし、業務開始時期前に決裁が完了するよう複数名で確認できる進捗状況チェックリストを作成することで、決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月3日まで）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>なにわ北府税事務所</p>	<p>行政財産の使用料は使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、平成29年度分の使用料について使用開始の日前（平成28年度末）までに使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="495 562 1659 764"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 562 786 632">使用目的</th> <th data-bbox="786 562 1160 632">使用許可期間</th> <th data-bbox="1160 562 1365 632">年間使用料</th> <th data-bbox="1365 562 1659 632">平成29年度分納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 632 786 764">地下ケーブル敷設</td> <td data-bbox="786 632 1160 764">平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td data-bbox="1160 632 1365 764">3,600円</td> <td data-bbox="1365 632 1659 764">平成29年7月31日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	平成29年度分納付日	地下ケーブル敷設	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	3,600円	平成29年7月31日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                      （納付の時期）                      第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。                      （以下略）</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収について、今後、事務手続の漏れ等を防ぐため、事務処理確認表を作成し手続状況を管理するなど、行政財産使用料条例に基づく適正な事務処理に努める。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	平成29年度分納付日								
地下ケーブル敷設	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	3,600円	平成29年7月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月17日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
岸和田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、納期限を使用開始の日以降に定め、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1673 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 512 869 579">使用目的</th> <th data-bbox="869 512 1205 579">使用許可期間</th> <th data-bbox="1205 512 1397 579">年間使用料</th> <th data-bbox="1397 512 1673 579">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 579 869 688">落橋防止工設置の進入路</td> <td data-bbox="869 579 1205 688">平成28年8月22日から平成29年1月31日まで</td> <td data-bbox="1205 579 1397 688">10,900円</td> <td data-bbox="1397 579 1673 688">平成28年9月21日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	落橋防止工設置の進入路	平成28年8月22日から平成29年1月31日まで	10,900円	平成28年9月21日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                      (納付の時期)                      第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。                      (以下略)</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収事務について、直ちに、該当グループにおいて、情報の共有と再発防止の確認を行った。</p> <p>また、所内課長会議で報告し、あらためて、該当するグループ職員をはじめ、事務所全体に再発することのないよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は行政財産使用条例に基づき、適正な事務処理の執行に努める。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
落橋防止工設置の進入路	平成28年8月22日から平成29年1月31日まで	10,900円	平成28年9月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月20日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>岸和田子ども 家庭センター</p>	<p>特別休暇（服喪休暇）の取得にあたり、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、下記について、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 625 1519 947"> <tr> <td data-bbox="566 625 777 728">続柄</td> <td data-bbox="777 625 1519 728">配偶者の祖父母（休暇日数：1日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 728 777 842">葬儀の場所</td> <td data-bbox="777 728 1519 842">北海道札幌市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 842 777 947">休暇承認日</td> <td data-bbox="777 842 1519 947">平成28年12月21日から同月22日までの2日間</td> </tr> </table>	続柄	配偶者の祖父母（休暇日数：1日）	葬儀の場所	北海道札幌市	休暇承認日	平成28年12月21日から同月22日までの2日間	<p>特別休暇について理解を深め、承認処理を行う際は、必ず関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については、取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理に努める。</p>
続柄	配偶者の祖父母（休暇日数：1日）								
葬儀の場所	北海道札幌市								
休暇承認日	平成28年12月21日から同月22日までの2日間								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月11日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
女性相談センター	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="575 512 1531 728"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年12月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年2月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成28年12月	1名	1件	平成29年2月	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>時間外勤務実績の登録・承認漏れについては、速やかに該当職員の時間外勤務実績を確認し、時間外勤務実績の登録・承認後に総務サービス課へ依頼の上、時間外勤務手当の追給処理を行った。</p> <p>今後、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期										
1名	1件	平成28年12月										
1名	1件	平成29年2月										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月17日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
岸和田子ども 家庭センター	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="555 558 1561 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 558 739 632">人数</th> <th data-bbox="739 558 958 632">延べ件数</th> <th data-bbox="958 558 1561 632">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 632 739 701">1名</td> <td data-bbox="739 632 958 701">1件</td> <td data-bbox="958 632 1561 701">平成28年4月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成28年4月	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>時間外勤務実績の登録・承認漏れについては、速やかに該当職員の時間外勤務実績を確認し、時間外勤務実績の登録・承認後に総務サービス課へ依頼の上、時間外勤務手当の追給処理を行った。</p> <p>今後、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	1件	平成28年4月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月11日）



時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																					
安威川ダム建設事務所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計12件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 548 1391 1052"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成28年5月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>3件</td> <td>平成28年10月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年12月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成29年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	2件	平成28年5月	1名	1件	平成28年6月	1名	2件	平成28年8月	3名	3件	平成28年10月	1名	1件	平成28年12月	2名	3件	平成29年3月	<p>速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務実績の登録及び承認漏れについては、速やかに実績確認を行った上で、該当職員に時間外勤務実績の入力を行わせ、直接監督責任者が承認を行った。</p> <p>平成30年1月5日及び30日に総務サービス課長あてに時間外勤務手当の追給を依頼し、追給を行った。</p> <p>今後、適正な勤務管理を行っていくために、毎月所属職員に対して送信している時間外勤務承認締切前の注意喚起メールにおいて、時間外勤務実績登録の確認を追記し、周知するようにした。</p> <p>また、所内幹部会議において、直接監督責任者は時間外勤務実績登録がされていない場合には、速やかに登録を行うよう指導するとともに、毎月末に申請・承認漏れがないか確認するように周知した。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																						
1名	2件	平成28年5月																						
1名	1件	平成28年6月																						
1名	2件	平成28年8月																						
3名	3件	平成28年10月																						
1名	1件	平成28年12月																						
2名	3件	平成29年3月																						

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年12月19日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の報告
政策企画部 危機管理室 防災企画課 災害対策課	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録・更新がされていなかった。					速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                              (使用許可又は貸付状況)                              第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。                              2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	検出事項について、公有財産台帳の登録及び更新を行った。 今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的に確認を行い、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理に努める。
	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間		
	建物	62.56㎡	原子力防災専門官室	1,010,010円	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	44.22㎡	原子力防災専門官室	892,180円	H28.4.1～H29.3.31		
	土地	※10本	電線路支持物	21,000円	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	※7本	電気通信ケーブルの共架	1,260円	H28.4.1～H33.3.31		
	土地	2本	電線路支持物	3,400円	H28.4.1～H33.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※2.07㎡	自動販売機	44,920円	H28.4.1～H29.3.31		
建物	※0.90㎡	自動販売機	18,680円	H28.4.1～H29.3.31			
※印については、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																													
政策企画部 戦略事業室 空港・広域インフラ課	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="537 527 1546 1192"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8本</td> <td>電柱の設置</td> <td>8,000円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3本</td> <td>NTT電話回線の通信線共架</td> <td>4,500円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.4m</td> <td>地下埋設物の設置</td> <td>100円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>4本</td> <td>電気通信ケーブルの共架</td> <td>4,000円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.75㎡</td> <td>防犯カメラの設置</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	土地	8本	電柱の設置	8,000円	H27.4.1～H32.3.31	土地	3本	NTT電話回線の通信線共架	4,500円	H27.4.1～H32.3.31	土地	0.4m	地下埋設物の設置	100円	H27.4.1～H32.3.31	土地	4本	電気通信ケーブルの共架	4,000円	H27.4.1～H32.3.31	土地	1.75㎡	防犯カメラの設置	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (使用許可又は貸付状況)                      第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。                      2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、公有財産台帳の更新を行った。                      今後、更新漏れを防ぐため、定期的に確認を行い、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理に努める。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間																																												
土地	8本	電柱の設置	8,000円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	3本	NTT電話回線の通信線共架	4,500円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	0.4m	地下埋設物の設置	100円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	4本	電気通信ケーブルの共架	4,000円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	1.75㎡	防犯カメラの設置	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
茨木土木事務所	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (使用許可又は貸付状況)                      第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。                      2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>行政財産の使用許可の登録がなされていなかったものについては、速やかに公有財産台帳に登録した。                      今後、許可または貸付を行った際、登録漏れが生じることのないよう、速やかにシステム登録するよう所属内職員に周知を図った。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間			
土地	61.79㎡	現場事務所	47,700円	H28. 8.19 ~ H29. 1.31			
土地	電柱4本 支線1本	電柱及び支線	5,670円	H28. 8.22 ~ H29. 3.31			
土地	68.0㎡	工事施工ヤード	24,300円	H28. 9. 1 ~ H28. 9.26			
土地	47.25㎡	工事施工ヤード	19,000円	H28. 9.13 ~ H28.11.22			
土地	φ100mm 1.8m×3孔	電力設備用地	420円	H28. 9. 8 ~ H29. 3.31			
土地	共架電柱 4本	電気通信ケーブル 架空占用	3,000円	H28.10.18 ~ H29. 3.31			
土地	60㎡	現場事務所	34,300 円	H28.12.21 ~ H29. 3.31			
土地	44.5㎡	現場事務所	20,200 円	H29. 1.11 ~ H29. 3.31			
土地	319.50㎡	現場事務所	149,000円	H29. 4. 1 ~ H29. 6.15			
土地	60㎡	現場事務所	10,200円	H29. 4. 1 ~ H29. 4.30			
土地	φ200mm L=84m	水道管の敷設	免除	H28.11. 4 ~ H29. 3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月12日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
岸和田土木事務所	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新がされていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>行政財産の使用許可の情報が更新されていなかったものについては、速やかに公有財産台帳管理システムにより登録を行った。</p> <p>また、所内課長会議で報告するとともに、該当する関係課職員をはじめ、事務所全体職員に対し、注意喚起を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間		
	土地	85,440.10㎡	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	建物	44.54㎡	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	工作物	電気施設、上水・給水施設、下水・排水施設一式	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	排水柵：47.78㎡、 地下埋設管： 外径360mm×423.89m、 外径460mm×211.03m、 外径660mm×52.38m	道路排水地下埋設管の敷設	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	地下埋設管： 外径140mm×2.4m、 外径89mm×0.3m、 外径140mm×13.5m、 人孔等	電力供給施設	21,090円	H29.4.1～H34.3.31		
土地	地震観測施設：90.00㎡ 地下埋設管： 電力用外径89mm×19.00m、 電話用外径54mm×63.69m	地震観測施設	171,850円	H29.4.1～H30.3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月20日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容												
鳳土木事務所	<p>下記の工事について、平成28年度中に供用が開始されていないにもかかわらず、建設仮勘定が精算され、本資産勘定への振替が実施されていた。また、本勘定へ振替したことで、減価償却費が計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="421 579 1421 1068"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>工事期間</th> <th>引き渡し日</th> <th>供用開始日</th> <th>本資産勘定への振替額</th> <th>計上された減価償却費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般府道 榎尾山仏並線付替道路建設工事ほか3件</td> <td>平成26年11月21日～平成29年3月15日</td> <td>平成28年5月11日 平成29年3月16日 平成29年3月17日</td> <td>平成30年度の予定</td> <td>534,050,760円</td> <td>359,090円</td> </tr> </tbody> </table>						工事名称	工事期間	引き渡し日	供用開始日	本資産勘定への振替額	計上された減価償却費	一般府道 榎尾山仏並線付替道路建設工事ほか3件	平成26年11月21日～平成29年3月15日	平成28年5月11日 平成29年3月16日 平成29年3月17日	平成30年度の予定	534,050,760円	359,090円	<p>公有財産台帳管理システムの供用開始日を修正し、これに伴う減価償却費について適切な処理を行われたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の取得登録) 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 (3) 物権は、それを設定した日。 (4) 無体財産権は、それを登録した日。 (5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日。</p> <p><b>【都市整備部固定資産計上基準】</b> 道路事業支出における固定資産計上基準 2) 建設仮勘定の精算 工事が完了し供用を開始した時点で、建設仮勘定を精算し、本資産勘定に振り替えることになるが、供用の時点は、次のとおり。 A) 道路区域の変更を伴う場合（道路の新設、幅など）道路法に基づく告示手続きを行った時点 B) 道路区域の変更を伴わない場合（道路区域内の改良工事、舗装補修工事など） 工事が完了し、引渡しを受けた時点</p>	<p>公有財産台帳管理システム上の供用開始日の修正（当該資産の削除）を行い、これに伴う減価償却費については是正処理を行った。 また、再発防止のため、2月20日開催の課長会議及び2月21日開催のグループ長会議において所内周知を行った。 今後は、固定資産計上基準等に則った適正な事務処理を行う。</p>
工事名称	工事期間	引き渡し日	供用開始日	本資産勘定への振替額	計上された減価償却費															
一般府道 榎尾山仏並線付替道路建設工事ほか3件	平成26年11月21日～平成29年3月15日	平成28年5月11日 平成29年3月16日 平成29年3月17日	平成30年度の予定	534,050,760円	359,090円															

		<p>【新公会計制度事務マニュアル】</p> <p>第一章 新公会計制度の概要</p> <p>2 新公会計制度特有の会計処理</p> <p>2 固定資産</p> <p>1 減価償却費</p> <p>減価償却費に関する仕訳は、公有財産システム等の財産系システムから財務会計システムに連携される情報に基づいて自動仕訳により記録します。</p> <p>第二章 仕訳登録</p> <p>2 業務に応じた仕訳登録</p> <p>2 過去にさかのぼって資産を修正する場合の仕訳</p> <p>計上金額を誤っていた場合など前年度以前にさかのぼって 修正が必要な場合は、増額、減額にかかわらず財産系システムからの自動仕訳の対象ではありませんので、【複式仕訳入力】画面で仕訳登録を行います。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月27日）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>茨木土木事務所</p>	<p>平成28年度における以下の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第7号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、すべて費用処理されていた。</p> <p>当該工事は平成29年度においても継続するため、平成28年度においては、資産計上すべきものを建設仮勘定に計上し、残額を費用処理すべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="516 716 1510 898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>工期</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託</td> <td>平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日</td> <td>106,394,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	工期	金額	平成28年度	一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託	平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日	106,394,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1567 617 2332 1213" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</li> <li>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。 なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要し支出については資産計上しない。</li> <li>4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> </div> <div data-bbox="1567 1247 2332 1667" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の計上)</p> <p>第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。</p> <p>2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。</p> </div>	<p>当該工事について、速やかに資産登録の修正を行った。今後、保有資産の実態を公有財産台帳において、登録誤りのないよう適切に表すことに務め、また誤りがあった場合は速やかに修正処理を行うよう所属内職員に周知を図った。</p>
年度	契約名称	工期	金額								
平成28年度	一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託	平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日	106,394,000円								



		<p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> (固定資産の分類及び計上)</p> <p>第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 事業用資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産（以下本号において同じ。）に属するものを除く。</li></ul></li><li>二 インフラ資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。</li></ul></li><li>六 ソフトウェア 取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。</li><li>七 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</li></ul>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平一年一月一日、事務局：平成29年10月12日）